

内閣府本府政策評価有識者懇談会（第14回）

議事録

日 時：平成23年7月1日（金）16:00～18:05

場 所：中央合同庁舎第4号館4階 共用419会議室

1. 開 会
2. 議 題
 1. 今後の政策評価の進め方（案）について
 2. 平成22年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）について
 3. その他
3. 閉 会

○池永課長 それでは、時間が来ましたので、ただいまから「内閣府本府政策評価有識者懇談会」の第14回会合を開催させていただきます。先生方には御多忙中のところ、御足労下さり誠にありがとうございます。

本日の懇談会は、前回と同様、公開で行っております。傍聴者もいらっしゃいますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日の主な議題は、議事次第をご覧くださいと出ておりますが、「今後の政策評価の進め方（案）について」と「平成22年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）について」でございます。あと、何かありましたら「その他」ということで、そのときに御議論いただければと思います。

お手元に資料を御用意しております。本体の資料の1-1から2-2、参考資料ということで参考資料1から7まであります。もし、足りないようでしたら、御指摘ください。

それでは、1番目の議題である、今後の政策評価の進め方について、御説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。これまでの検討状況について、かいつまんで御説明いたします。

まず、基本計画・実施計画の関係でございますが、3月15日に有識者懇談会を開催し基本計画と実施計画を検討していただく予定でしたが、震災のために中止となりまして、先生からは書面で御意見をいただいたところでございます。

基本計画につきましては、参考資料3にございますように、4月1日に決定しております。今までは、実施計画につきましては、年度入って間もなくといいますか、そんなに遅くない時期に決定しているところであり、実は私たちも準備を進めていたのですが、震災の影響や今後の補正予算というものがあって、震災前につくった計画をそのまま踏襲していいものかということや、後で御説明いたします事前分析表というも

のを導入すると、かなり重複することになることから、現時点では保留といたしますか、まだ決定しておりません。

こうした動きの背景には、総務省が全体のルールを見直すということがございます。参考資料5をご覧ください。今年の2月頃から、総務省と各府省との間で、今後の政策評価の進め方について協議がなされてきました。その内容が4月27日付の行政評価局長通知として各府省に出されております。

この通知で示された改善内容につきましては、平成23年度は試行的取組みとして行うこととされておりまして、その取組みの状況も見ながら今後の方針を決定することになっております。

それで、この通知に書かれております試行的取組みの内容ですが、かなり色々書いてありますが、柱としては大きく分けて3つあるのかというところがございます。第1に事前分析の実施、第2に標準様式の導入、第3に行政事業レビューとの連携の確保でございます。

まず、第1の事前分析の実施ですが、参考資料5の、先ほどの局長通知の6ページ目に事前分析表（素案）というものがございますが、それをご覧くださいませうでしょうか。

ここにありますように、この事前分析表において、達成すべき目標、測定指標、目標値、測定指標の選定理由、目標値設定の根拠、達成手段、達成すべき目標への寄与の内容などを記載するということになっております。

こういった事前分析表を平成23年度の施策について作るということを総務省の局長通知では示されています。遅くとも11月中を目途に策定した上で公表し、総務省に送付するとなっております。

資料1-1で言えば2ページ目で、2番目の柱である標準様式の導入についてでございます。参考資料5の別紙2をご覧ください。政策評価、事後評価につきまして、このような標準様式が示されておりまして、施策の達成すべき目標、予算額・執行額や測定指標、その測定指標に関して言えば、基準値とか、目標年度とか、年度ごとの目標値、目標の達成状況、目標期間終了時点の総括等を記載するということが示されております。

内閣府では、測定指標に関しては実施計画に記載するというやり方を取ってまいりましたが、このように、今後は事前分析表で測定指標を記載するということになろうかと思えます。しかしながら、平成22年度の施策につきましては事前分析表というものは作っておりませんので、従前どおり、実施計画での測定指標を用いて評価することにしております。

この標準様式で示されている評価書ですが、8月末を目途に作成・公表して、また総務省に送付となっております。

3番目に、政策評価と行政事業レビューとの連携ですが、ここでは政策評価で行政事業レビューの情報を活用ということが言われています。

それで、参考資料5の別紙3で、政策評価の対象である施策に対して、行政事業レ

ビューで対象にしている事業を達成手段として、その対応関係を整理するという方針が示されております。

このように、局長通知の中で、今後こういうことをしていこうということが言われていますが、先ほど申し上げましたように、試行的取組みということでございますので、平成 24 年度以降の取組み、すなわち、平成 23 年度に実施した施策の事後評価などについては、試行的取組みとか、その過程で出てきた各行政機関の意見とか、総務省の政独委の政策評価分科会における議論等を踏まえて検討するということになっております。

次に、行政事業レビューについてでございますが、行政事業レビューは行政刷新会議で進め方を決定しております。参考資料 6-1 から 6-4 がその関係資料でございます。参考資料 6-1 は 3 月 2 日に行政刷新会議で決められたもので、統一的ルールについて示されております。参考資料 6-2 でございますが、これは 4 月 7 日の行政刷新会議において、平成 23 年における行政事業レビューの取扱いについて、平成 23 年は行動計画の作成とか、公開プロセスの実施や行政事業レビューシートの中間公表をしないということが決まりました。参考資料 6-3 も、平成 23 年の取扱いということで、これにつきましても先ほどとほぼ同様の内容で、行動計画の作成等を除く行政事業レビューの取組みを行うこと、これは 4 月 7 日以降、いろいろ震災対応で行政刷新会議が止まっていたので、6 月 1 日に改めて、平成 23 年の行政事業レビューの扱いということで決定したものでございます。更に、次の参考資料 6-4 でございまして、これは、今後、行政事業レビューは毎年実施するというのを 6 月 7 日に閣議決定しております。このように、今後、行政事業レビューに関しましては、閣議決定で、毎年実施するというものでございます。

資料 1-1 の 3 ページになりますが、今後の進め方でございます。

「今後の」といったときに、まず平成 22 年度に実施した施策の事後評価ということですが、これはお手元に参考資料 7 として、平成 22 年度の実施計画をお示ししてありますが、平成 22 年度の施策につきましては、この実施計画に基づいて、ただし、様式については、総務省が示した標準様式を用いて評価するようにしています。

スケジュールにつきましては、本日のこの有識者懇談会での御意見を踏まえて、7 月中旬に大体ドラフトを完成して、その結果を踏まえて概算要求、機構定員といったことになっていきまして、更に行政事業レビューでの指摘とか、また、概算要求や機構定員にどう反映したかといったようなことも踏まえて、ドラフトを修正して、8 月末日途に完成して、公表する予定でございます。

資料 1-1 の 4 ページをご覧ください。また、同時に資料 1-2 のスケジュールといった A4 判横のカラーの図をご覧くださいと思います。これは更に先の見通しでございます。

平成 22 年度の事後評価については、現時点では、それが 8 月末日途に公表といったことを想定しておりますが、先ほど申し上げた事前分析表は、そちらの作業が一段落といたしますか、今年はその後にやるということで、9 月からその作業を始めまして、

9月から11月にかけて事前分析表を作成するという事です。その時に、測定指標とか目標値を設定するのですが、それらに対しては平成22年度の事後評価の結果や行政事業レビューでの指摘などを反映させるということでございます。

事前分析表を完成するに当たり、11月目途に有識者懇談会を開催して、先生方の御意見を伺って、11月中にまとめたいと考えております。その後、状況に応じて適宜、追加、修正ということになるかと思っております。

そういうことで、平成23年度に実施する施策につきましては、現時点では実施計画がないわけですが、先ほど申し上げましたように、中身的に、この事前分析表とかなり重複することがございますので、そこは実施計画としての必要な文章とか内容を付け加えて、事前分析表の情報を使って、更に計画にふさわしいようなものを追加することによって、平成23年度内には実施計画をちゃんと決めるということを考えています。

そうして実施計画を決めた後、平成24年度に入り次第、実施計画に基づいて、平成23年度に実施した施策の事後評価を実施して、また、今年同様、8月末を目途に公表ということになるかと思っております。

更に、その先ですけれども、まだ余り先のことを言っても仕方がありませんが、現時点での方針を踏まえてそれ以降を想定しますと、本来、事前分析表というものは、対象となる施策が実施される年度が始まる以前に決まっていることが望ましいので、平成24年度の本予算が成立した後に、事前分析表を作成し、その情報を使って、すなわち、事前分析表を添付したような実施計画を決定できればと思っております。つまり、平成24年度に入る前、あるいは入ってすぐ位に実施計画を決定できればということになります。その際には3月から4月を目途に、実施計画に関して有識者懇談会で御意見を伺うということを考えております。

それで、その実施計画は平成24年度の実施計画でございますので、平成24年度中に補正予算とか状況の変化が起きたら、適時改正するということになります。平成25年度に入りましたら、平成24年度に実施した施策について事後評価に着手し、これもまた、8月末を目途に公表、というようなサイクルになるかと思っております。

今年はそういうことで、試行的取組みの中で事前分析を、いきなり早くやるのは難しい部分がございますが、少し変則的に9月以降に作成し、実施計画もそれに沿って作成します。しかしながら、実施計画については、本来は、今までの実施計画と同じように、その年度が始まる前、あるいは始まって間もなくぐらいに作成することになるかと思っております。

最後に「(4) 要検討事項」とありますが、震災が起こりまして、既に平成22年度の施策として震災対応というものがありますが、これをどうしていこうかということがございます。

実は、悩ましいのは、震災対応の施策というものは現在進行中であって、なおかつ、平成22年度の施策といったときに、現時点で評価指標というものを決めておりませ

ん。ただ、一方で、これだけ大規模な震災があって、平成 22 年度に既に着手している施策があるにもかかわらず、全く触れないというのはいかがなものかという気もしております。

事務方として、こういう対応があり得るかなと思っておりますのは、今日見ていただく平成 22 年度の政策評価におきましては、年度内に、既にどういった施策に着手したかとか、どういうことをやっているかといったことは書いた方がいいではないか、ただし、評価については、その施策自体がどれくらいの期間にわたるかというのわからないところもありまして、また、すぐに評価できるものかどうかということもありますので、次年度以降、検討するというのが現実的なのかなと思っております。その辺につきましては、先生方の御意見を伺いたいと思っております。

既に震災対応といたしましては、本当にすぐにでも、例えば広報をやったとか、原子力安全関係とか、食品安全関係とか、あるいは科学技術関係とか、実際、年度内にどれくらいやったかというのは、まだ我々は把握していませんが、色々考えられるものがありますので、それについては、今、申し上げたような形で、評価の対象というのは難しいかもしれませんが、それについて付記するというようなことがあり得るのかなと考えております。

とりあえず、こちらからの説明は以上でございます。

どうぞ、ここの進め方に関して、御意見をいただければと思います。

○山谷座長 極めて単純な話ですけれども、平成 22 年度末に地震が起きて、3月 11 日ですから、それから後に何かやった、それについてどう考えるかというお話ですね。

○池永課長 そうです。

○山谷座長 それでは、何かしましたという、それだけの話ですね。

○池永課長 そうです。ですから、なかなか、それを評価というのも難しいのですが、ただ、一方で、これは震災前の施策ということで、それについては、この測定指標でやりましたという、それだけでいいのかという気も少しいたします。そこは先生方の観点からどのようにお感じになるかということなのです。

○山谷座長 考えられるのは、震災前にこういうことをやる予定だったんですけれども、震災が起きたから、そこでストップしましたとか、そういうものがあれば、それは書いておく必要があるんでしょうけれども、余りないでしょうね。どうなんですか。そういうものはあるものなんですか。

○池永課長 ほとんどないでしょう。3月ですからね。

○山谷座長 あるいは継続して、平成 23 年度、平成 24 年度も考えていたんですけども、震災でそれどころではなくなったので、一応、打ち切りましたとか、その手の話があれば事実関係として書いておく意味はあるでしょうが、ただし、それは評価ではないという気がします。

○仁林課長補佐 議題 2 で平成 22 年度の事後評価をとりあげますが、実際、平成 22 年度までに終わるはずだったもので、3月 11 日以降の事情でできなかったものというのはほとんどないのが実情です。細かく見ると、計画を決定する予定だったものが、

震災対応で会議ができなかったからできなかったですとか、そういうものはあるんですけども、ほぼないのが状況です。

一方で、今、先生がおっしゃった、平成 22 年度、平成 23 年度と継続してやる予定だったものが、平成 23 年度はやらないことにしたとか、例えばそういうものがあつたとして、それはむしろ、平成 23 年度の事前分析なり、実施計画なり、そういうものでとらえて、必要に応じて、基本計画も見直していくというプロセスは必要だと思います。ただ逆に言いますと、平成 22 年度の事後評価というところに、そういうものは基本的には余り入ってこないのかなとは思っております。

○南島委員 これは、総務省の方に問い合わせられたりとか、何か取扱いについての統一的な基準を出してもらおうようお願いされたりということは、特にはされてはいですね。

客観性審査か何かのときに、震災後の話はどういうふうに使われるとか、そういう話です。

○仁林課長補佐 先ほど御説明した参考資料 5 の 1 枚目を見ていただければと思いますが、平成 23 年度の政策評価の実施に当たっては、震災対応等があるので、評価実施が困難な施策については、実施計画を変更して評価対象から外すなどの適切な対応に努められたい、というのが総務省の現時点での見解です。

例えば平成 23 年度の実施計画なり、あるいはもっと先の平成 24 年度に行われる平成 23 年度の事後評価をどうするかというのは、必ずしもまだ決まっていません。

○南島委員 要するに、合理的な説明がつく範囲であればいいですという、一応、そういうお話になっているということですね。

○仁林課長補佐 はい。

○南島委員 それでは、今の御説明いただいた資料でもう少し教えてほしいのですが、事前分析表というのは。

○池永課長 参考資料 5 の、局長通知というものが 5 ページまであるので、その次の別紙 1 になります。

○南島委員 これを書く目的です。説明責任ということだろうとは思いますが、これも、これはどういう意味があるのかというところを、すみませんが、局長通知が来たから併せて対応しますということだとは思いますが、これをやる理由です。

○池永課長 もともと政策評価は各省独自のスタイルでやっていて、我々内閣府では、実施計画で測定指標というものを決めてやっていたんですが、それは必ずしも統一的なやり方ではありませんでした。我々は、言われるまでもなく測定指標について既にやっていたのですが、特に総務省で言っている、達成手段との関係とか、行政事業レビューの事業なり各事業の施策を構成する事業との関係というものもちゃんと整理していくことももっともかと思えます。総務省が、政府としてこういう統一的なやり方をしていこうということではあるのですが、我々としても、内容的に既にやっていることでもあり、更に事業との整理、対応関係を明確化しているということなので、その方向性で進めようと考えているところです。

○南島委員 そうしますと、基本的には、これは今までの実施計画で定められていたものとほぼ同等のものだということによろしいんですか。

○仁林課長補佐 そうですね。

若干、補足をさせていただきます。実績評価方式の政策評価において、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定する、といった点については、政策評価の基本方針や実施に関するガイドラインなどにも明記されているところです。

ただ、総務省としては、全部の役所がきちんと目標を事前に設定できていないのではないか、目標が明確でないと、事後評価の際に目標が後づけみたいな感じで付けられても、それが正しいのか検証できないのではないか、という問題意識があって、そういう意味で、各省統一的に、ちゃんと事前の目標設定をやりましょう、というのが総務省の出発点であると理解しています。

内閣府の場合は、比較的、真面目に対応していたと言うと語弊がありますが、実施計画の中できちんと測定指標なり、測定指標にかかる目標値なりを決めて、有識者会議にもかけさせていただいて、決めてきたという経緯があります。したがって内閣府の場合は、今までやってきたことを引き続きやる。プラスαで、達成手段とか、今までなかった要素がありますので、それは追加する必要がありますけれども、基本的には、内閣府の場合に関して言えば、今までやってきたことを引き続きやるということかと思えます。

○山谷座長 それでは、実際にこういうものを書いていく段階で、内閣府の場合は、それほど大変なものはないという理解でよろしいのでしょうか。

○池永課長 事前分析表をご覧くださいと、例えば下の方の欄で、達成手段というところですけども、一番右の方で「施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容」とあって、すごく美しい姿を描いていて、何とか事業というものは、これをやると、施策にどれくらい貢献するということを言っています。何か物理的な事業の個々の更に細かい事業みたいなものと違って、内閣府の施策の場合というのは、なかなか理想形でこう書かれても、それでは、こんなことが本当にできるのかというようなことがあるのです。

ただ、そういう数字で示すのは難しいとしても、この事業は、この施策に対して、こういう意義があるのだというような役割を書くような、そこまで柔軟に対応するという形であれば、それはやはり、逆にそういうことを説明できないのはおかしいですから、それは書く。ただ、数字を出せと言われると、それは難しくて、政府広報などにしても、例えば広報の中で、それでは、放送や出版とかといったときに、どれくらい寄与があるのかといっても、そういうものは難しかったりすると思うのです。

でも、そこはまさに試行的取組みという中で、各省でやってみて、こういう方向で説明ができるとか、できないとかというのを、また総務省とやりとりをしながら進めていくのかと思っているので、あえて、やってみて、それで逆に問題点があぶり出されたら、それはそれで総務省にぶつけようかと思っています。

○仁林課長補佐 若干、補足をさせていただくと、4月22日に総務省の方の政独委

の政策評価分科会があって、事前分析表の素案を含む局長通知の案を総務省から御説明して、御議論していただいたことがありました。

その場で、今日ご欠席の田中先生からは、この事前分析表を書くのは大変でしょうとのご発言がありました。特に、今課長からもお話しした個別の達成手段と施策全体の目標との因果関係を証明するのはすごく難しいでしょうというようなこと、またそもそも、目標の設定の仕方も難しいですねということをおっしゃっていて、大分、議論になったところです。

まさに、内閣府の観点で言えば、この達成手段という部分は今までの実施計画でなかった要素ですので、この部分を中心に悩まないといけないのかなと思っております。

○池永課長 つまり、施策の目標にとって、何でこの事業が重要なのかということになるのかを提示することかという気はしていますが、逆に言うなら、それはちゃんと説明できないとおかしいので、そういったことを実際には書いてもらうようになるのかという気はしております。

○山谷座長 この沖縄の振興みたいなものがあるって、それで実際の、具体の事業としては、下水道事業とかがありますね。だから、それをこういうふうに落としていくわけですね。

○仁林課長補佐 そうですね。

○山谷座長 これはどうなんですか。皆さんに伺うよりは田辺先生に伺った方がいいのかもしれないんですけども、これは政権が変わってから、菅さんが副総理か何かをやっていたときの、政策達成目標明示制度の流れなんですか。

○田辺委員 あれではないです。あちらはもっと大きいので、あれは戦略室でやろうとしていたんですけども、どうも、あちらは動いていなくて、むしろ、こちらの問題意識が、レビューとかでやっているのは個別の事業なので、それと、ここのところの施策レベルとどう関係付けるか。それで、関係付けることによって、逆に言うと、分業形態もある程度見せておきましょうということなんだろうとは思いますが。ただ、この政策評価の全体の中でレビューに近いものを全部入れ込むとすると絶望的になるので、せめて、この施策に個別のものがどのくらい寄与しているかみたいなのは位置づけてくださいということを書いたんだろうとは思いますが。

ただ、世の中、トップダウンで動いているわけではないので、この事業は法律に書いてあるからやるんだとしか言いようのないものがいっぱいあるので、そこは作文力の展開かなというところがなきにしもあらずです。

○南島委員 そうすると、この表自体は、やはり幾つかの要素が入っていて、そのうちの一つの、今、田辺先生がおっしゃったのは大事な要素として、施策と、その達成手段の関係が明示されるというところとにかくアクセントを置いて理解すればいいということで、まず、そこがきちっと整理できれば、この表は当面の目標は達成される。

それで、指標の数字とか、達成手段とか、内容についての合理的な説明というのは、逆に言うと、そういう意味では優先順位といたしますか、難易度が少し高い部分もある

ので、重点的に見るというわけではなくて、少し控え目に見るぐらいで最初はいいのかなということですね。

○池永課長 実は、平成 22 年度の測定指標をご覧いただくとおわかりのように、従前の実施計画のときは測定指標の設定根拠は書いていないのです。ただ、やはり目標を設定するときに設定根拠がないとおかしいだろうと思って、ひそかに進めていた平成 23 年度の実施計画には設定根拠も入れようとしていました。

ですから、実は従来、実際にその評価をするときの根拠は、本当は既に念頭にはあるのですが、実施計画の中に必ずしも記載されていないくて、そういう意味では、この事前分析では、測定指標に対して選定理由を記載するようになっていっているので、むしろその方がいいのかなという感じがいたしております。

○南島委員 幾つか、うまく当てはまらない場合が考えられますね。ここでは、指標を平成 23 年から平成 27 年まで追いかけるということになってはいますが、例えば指標を途中で切り替えていけないといけないものもあるわけですね。あるいは今、余り先の見通しを出せないものもあると思いますし、計画期間が途中で終わっていくものもあると思いますし、それから、進捗状況を見るような指標を出していないものもありますね。会議を何回開催するとかがあったかと思えますけれども、それはどちらが悪いのかという話ですね。様式が悪いという言い方もできると思いますし、そうではなくて、指標の方をもっと合理的な、これに合うようなものを選んでこいということで対応する場合もあると思います。

○池永課長 これは多分、タイプを示しているのであって、例えば毎年設定されるものもあれば、長期的に、何年度にというものがありということで、これは例示と考えてよろしいと思います。

それで、まさに試行的取組みですし、それでは、どういう形の測定指標にするかという、そのタイプに準じたところになると思うのですが、毎年設定するのがふさわしいものであるにもかかわらず、必ず長期的なものを立てなければいけないというものではなくて、それはそのものに応じた目標を立てればよいと思うのです。

ただ、おっしゃるように、今度、測定指標を考えていくときに、途中で新たな何とか戦略とか、何とか報告みたいなものがあつたときに、やはり見直した方がいいというようなものが出てくると思うのです。ですから、9 月以降にやろうと思っている事前分析表では、適切な指標が過去から継続されてというのが一番理想ですが、ただ、それが本当にこの指標でいいのかという部分もあると思うので、そこは見直していきたいと思っています。

○南島委員 最初に書いていただくときに、少し困ったことと申しますか、うまく整理できないことは、最初は別に、これと一緒に書いてもらった方がいいかもしれないですね。それで、悩みは悩みで引き取って、こちらでも整理するという体制を最初は取った方がいいかもしれないです。

○池永課長 わかりました。

○武川審議官 若干、文言と、レビューと、政策評価が近くなって、無理して入れて

きた面もあるんです。

○山谷座長 これは、また田辺先生に教えてもらいたいですけれども、大体、今の総務省政独委の考え方の基本は、実績評価方式をメインにしていくということなんですか。

○田辺委員 実際動いているもので、一覧性があるのはあれだけですから、要は、しようがないといえば、しようがないと思うんです。あと、こういう標準化になじむのはあれしかないですからね。

○池永課長 それでは、また最後に戻っていただいても結構ですが、時間の都合もありますので、続きまして、2番目の議題である、平成22年度内閣府本府政策評価（事後評価）について御説明させていただきます。補佐から説明させていただきます。

○仁林課長補佐 お手元の資料2-1、別とじになっておりますが別紙1評価書様式と別紙2政策評価体系、それから分厚いコピーで資料2-2があるかと思えます。これらに基づいて御説明をさせていただきます。

資料2-1の1枚目をまず開けていただければと思います。今、議題の1で御説明・御議論いただいた内容とも重複しますが、平成22年度の事後評価に関しては、まず、先ほど話に出た方針、つまり、平成22年度実施計画における測定指標等に基づいて評価を行います。

それから、様式は総務省の局長通知で示された標準様式を使うということで、別紙1という部分をご覧くださいと思うんですが、先ほど課長から御説明をした、局長通知の別紙として載っているものを基本的にそのまま使って、施策名、施策の概要、達成すべき目標。それから測定指標が、目標に対して実績値がどうだったか。目標期間終了時点の総括として、目標の達成状況がどうであって、今後、どうしていくかというようなことを書くという様式でやらせていただいております。

対象の施策は別紙2をご覧くださいと思うんですが、実施計画の評価体系に基づきまして、政策数では21政策、それから、施策の数で言えば77施策を評価の対象としております。

目標期間が平成23年度以降の場合は、平成22年度までにどういうふうに進捗しているかということを書くことにしております。

目標値に実績が達成していない場合に、特に、その原因とか、課題とかといったことについて重点的に書かないといけないということで書いてもらっております。

中身に入る前に「(2) 今後の進め方(案)」でございますけれども、議題の1でもスケジュール的なことは申し上げましたが、今後、行政事業レビューを含めて概算要求とか機構定員等がありますので、そういったプロセスに政策評価書が適切に活用されるように留意し、必要に応じて、レビューでの指摘等を評価書にも逆に反映した上で、概算要求が確定した段階で、様式の右上の部分に「24年度要求額」というものがございますけれども、予算要求の額をこちらに書き込んで最終版にして公表するというプロセスを経たいと思っております。

ここから先が各論でございます。資料2-1を1枚おめくりいただきますと、横長

の表が出てくるかと思えます。それで、横長の表で2.として「評価結果、今後の方向性」ということでまとめたものがございます。これと評価書本体、資料2-2に基づいて御説明したいと思えますが、それなりの分量がありますので、基本的に資料2-1のまとめの資料に基づいて御説明して、必要に応じて資料2-2を参照するという形でご説明したいと思っております。

まず、初めの施策番号1、「市民活動の促進」の関係ですけれども、これは評価書を見ていただければわかりますが、認証・不認証の決定までの期間、ホームページのアクセス件数等の測定指標は、いずれも下の目標を上の実績値が上回ったということで、目標は達成したという状況でございます。それで、今後も認証・監督業務体制の整備、情報提供の円滑化等を行うということになっております。

施策2の「公文書館制度の推進」については、中間書庫パイロット事業の取扱い文書数を測定指標としていますが、前年度比増という目標に対して実績は達成しているということになっております。今後、公文書の保存・利用に必要な体制の整備等を行うということになっております。

施策の3で「重要施策に関する広報」でございますけれども、重要施策に関する広報理解度、満足度を測定しようとして置いておりますが、いずれも平成22年度の目標として設定したものを実績値は上回っているという状況になっております。今後は、広報の実施方法などの検討を行うといったようなことを考えております。

施策4は「世論の調査」です。これは各種の審議会等で利活用された回数を測定指標としておりますが、これも達成したということになっております。今後は引き続き、適切な調査を実施するとともに、公表の在り方とか、個票データの提供方法等を検討するというということになっております。

施策5は遺棄化学兵器の関係です。これを見ていただくと、実施面積の割合、中国側の評価と、いずれも目標は達成したということになっております。今後は引き続き、化学兵器禁止条約の履行に取り組むとか、あるいは有識者の御指摘を踏まえて、ホームページの多言語化を図るといったようなことを取組みとして挙げております。

施策6から先が経済財政政策の施策が12ほど並びます。まず初めが道州制の関係でございますが、フォローアップを実施するといったようなことを目標として挙げていて、これも達成しているということになっております。今後は、北海道等の関係機関と更に連携を深めていくといったようなことを掲げております。

施策7は「政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善」ですが、こちらはホームページのアクセス件数が若干、目標を下回ったという格好になっておりますが、上も合わせて、おおむね達成したということになっております。それで、ホームページのアクセス件数が若干下回ったということもあるので、英訳ページの更新等のホームページの改善を図るといったことを今後の方向性として挙げております。

施策8は目標を達成しなかった施策の一つとして、対日直接投資の関係でございます。これに関しては、平成22年までに対日投資の残高をGDP比5%程度までに増やすという目標を掲げておりましたけれども、実績値としては3.8%となっております。

それから、下のホームページのアクセス件数で、数字が少し、150 万に対して 3 万というふうになっておりますけれども、これはアクセス件数の取り方が変わったので、直接は比較できないという状況になっております。今後は新成長戦略でも対日投資の増進ということが掲げられておりますので、そういったことを含めて総合調整をやっていきたいということでございます。

次の施策 9、緊急雇用対策は、平成 21 年度の補正で付いた施策ですが、平成 23 年度までに 800 人とか 1 万 2,000 人といったような目標を掲げております。それで、平成 22 年度時点では達成に向けて進展があったという整理をしております。

施策 10 が企業再生支援機構の監督体制等の関係でございまして。こちらに関しては、企業再生支援機構からの認可申請に関する認可・不認可を行うとか、あるいは説明会を行うといったような目標を立てていて、それに対して目標を達成しているという整理をしております。今後に関しては引き続き、企業再生支援機構の認可申請に対する認可・不認可の手続きを行うという一方で、説明会に関しては実施しないという整理をしております。

施策 11 は PFI 等でございまして。これは委員会報告で指摘された課題のフォローアップということで、フォローアップを実施したので目標を達成したということにしております。今後は引き続き、フォローアップを行うことで PFI のより一層の推進を図るといったことを挙げております。

施策 12 は市場アクセスの関係です。苦情解決比率が前年度並みということをやっておりますけれども、これは達成したということになっております。そもそも苦情申立てがないので、達成したという形になっております。これは実績が近年ほとんどないので、必要最低限の、必要に応じた経費確保を図るという方向にしております。

施策 13 は公共サービスの関係です。公共サービス改革に関しての進捗状況を確認するといった目標を達成したということにしております。今後も引き続き、基本方針に沿った改革への取組み等を行うということになっております。

施策 14 は「新しい公共」の関係です。これは提案のとりまとめとか、円卓会議への参画とか、国民生活選好度調査の実施等を目標として掲げておまして、これらはいずれも達成したということになっております。今後は、円卓会議からの提案への政府の対応のフォローアップ等を行うということにしております。

施策 15 は「国内の経済動向の分析」ということで、各種の報告のホームページへの掲載とか、メディアへの掲載とかといった目標を挙げておりますが、いずれも達成したということになっております。今後も引き続き、質の高い報告を行って、経済財政政策のかじ取りに貢献するといったようなことでございます。

施策 16 は「産業及び地域経済の分析」ですが、15 とほぼ同じで、基本的に目標は達成しておまして、今後も引き続き、作成・公表等を行っていくという整理をしております。

施策 17 は「海外の経済動向の分析」ですが、これも目標は達成したということにしております。ほぼ同じような話ですが、今後も引き続き、情報収集等を行うという

ことになっております。

施策 18 からが地域活性化の関係です。順番に見ていきますと、「中心市街地活性化基本計画の認定」に関しては、上の測定指標に関しては目標を達成した。それから、下の目標については、まだ実績がないので、暫定値で実績値がないという状況になっております。今後は、制度がより有効に活用されるように、引き続き取り組んでいくという格好になっております。

施策 19 は、構造改革特区計画の関係でございますが、こちらは、認定件数の指標は目標を上回っておりますけれども、地方公共団体のアンケート結果は、若干、目標を下回ったということになっております。下回った原因として、景気低迷等により観光客数が目標見込みを下回ったということなどが挙げられております。今後に関しては引き続き、制度周知を図りつつ、地方の意向も踏まえて推進するというようにしております。

施策 20 は「地域再生計画の認定」の件ですけれども、こちらは認定件数、地方公共団体の回答割合、ともに若干、目標を下回っていますが、目標はおおむね達成したという状況になっております。今後は、支援措置が一層活用されるような制度周知等を図るという形になっております。

施策 21 は地域再生基盤強化交付金の関係ですけれども、この認定件数に関しては目標を下回った、100 件の目標に対して 85 件という形になっております。要因としては、経済の低迷等による地方財政の悪化等が挙げられるということで分析をしております。今後は、地方のニーズ等の把握とか、相談、助言等に適切に対応するというように挙げております。

施策 22 は地域再生支援利子補給金の関係ですが、これに関しては融資額を目標にしていて、目標 60 億円を上回ったということで、目標を達成しております。今後は、この制度がより有効に活用されるように、引き続き取り組んでいくという格好になっております。

施策 23 の、地域活性化交付金の配分計画の関係は、下の目標は若干下回りましたが、おおむね達成したという格好になっております。これは平成 22 年度の補正予算で付いたものですので、今後の対応はないということになっております。

施策 24 は「原子力研究開発利用の推進」でございます。これに関しては、大綱に盛り込まれた施策のフォローアップを実施したということで、目標を達成したことになっております。今後は、この政策の妥当性を評価、あるいは国民からの意見を政策に反映させていくべく取り組むなどの方向性が書かれております。

施策 25 番以下が、防災の関係でございます。5 つありますが、1 番目が普及・啓発関係で、防災フェア等でのアンケート調査で有益だったと評価した人の割合が 60% という目標に対して、78% の人が有効と答えたということで、達成したということになっております。今後は、更に有益にするために、平成 23 年度の目標を 65% 以上に設定して取り組んでいるという状況でございます。

施策 26 は国際防災協力の関係ですが、アジアの研修者の目標は、実績が目標を上

回ったという状況になっております。今後も更に推進していくということになっております。

施策 27 は災害復旧・復興に関するものですが、測定指標としては災害復旧・復興対策に係る項目に関して記載された地域防災計画の割合を使っていますが、これに関しては測定不能という書き方をさせていただいております。この測定不能の意味は、各都道府県等が大震災への対応に従事している等で、調査を行うと過度の負担になるということで、やらないということで見送っております。ただ、定性的な評価としては、総括のところに書いてありますけれども、各種のマニュアルの作成等を行ったということで、それが地方での対応の充実につながっているのではないかなというように書いております。今後は、大震災もあったので、在り方の見直しとか、より一層の充実を求められるということにしております。

施策 28 番については、防災基本計画の重点課題のフォローアップというものを挙げており、平成 22 年度は達成したということになっております。今後は、大震災がありましたので、防災基本計画の修正を行うということをして今後の方向性として挙げております。

施策 29 は地震対策等でございます。測定指標として、大綱や具体的な計画等の策定、緊急地震速報受信装置の普及を設定していて、3 番目は達成できていますが、1 番目と 2 番目に関しては、ほぼ策定はできていたけれども、震災で会議が開かれなかったことで、決定等ができなかったということになっております。今後、中央防災会議で大綱の決定等ができなかったことに関しては、震災に係る検討の進捗状況を踏まえて適切に対処するという方向性にしております。

防災に関しては、まだ若干、現時点で方向性が見えない部分が多いのですが、現時点では今申し上げたような記述になっております。

次からが沖縄の関係です。施策 30 の跡地利用の推進に関しては、アドバイザーの派遣等に係る目標は達成したということになっております。今後は引き続き、市町村等の要望に可能な限り応えるとともに、効率的な事業の実施を図るということにしております。

施策 31 の「沖縄の離島の活性化」に関しては測定指標が 3 つあって、1 番目の施設の整備等というところが、震災の関係で調達が遅れたというようなことで、一部繰り越されたというのがありますが、基本的にはおおむね達成されているという状況になっております。今後は、各離島の特性を生かした振興策を推進するということになっております。

施策 32 「沖縄振興計画の推進に関する調査」の測定指標は、各種の調査が審議会等で活用された割合を挙げておりますけれども、平成 23 年度までに 100% 使うという目標に対して、平成 22 年度末までの段階で、過去にあった調査の 63% を使いましたという状況になっております。調査をやって、翌年度、審議会等にかけるというパターンが多いので、平成 23 年度の 100% に向けて進展があったというふうに整理しております。今後は、調査結果を沖縄振興審議会等で活用することによって、振興の在り方

について効果的な検討を行うということを挙げております。

施策 33 は沖縄の産業振興の関係です。これは幾つか目標を掲げておりますが、一部達成できていないものもありますけれども、おおむね達成できたということかと思っております。今後は、観光関係では、一層の集客を行う等の方向性を打ち出しております。

施策 34 は社会資本の関係です。これについては非常に測定指標が多いので、達成できたものもあれば、できていないものもあつたりしますし、目標年度が平成 23 年度以降のものもあつたりしますが、おおむね達成というふうに整理させていただいております。社会資本整備に関しては、今後とも総合的・戦略的に実施するというふうにまとめております。

施策 35 の特殊事情に伴う特別対策の関係も測定指標は幾つかありますが、おおむね達成できているという状況かと思っております。今後は、ハブ対策とか、沖縄振興開発金融公庫に関しては、引き続き推進していくという格好になっております。

施策 36 の戦後処理対策も測定指標が多いのですが、一部達成できていないものもありますけれども、全体として見れば、おおむね達成できているという状況かと思っております。今後は引き続き、推進ということでまとめさせていただきました。

次からが、政策番号 10 番の共生社会政策です。施策 37 の子ども・若者ビジョンの関係に関しては、ビジョンに盛り込まれた施策のフォローアップを行うという目標は達成したということにしております。今後は、実施状況等の把握とか、理解と関心を更に深めるといったようなことを取組みとして挙げております。

施策 38、インターネット環境整備の総合的推進に関しても、施策の進捗状況の確認を目標どおり行ったということになっております。これに関しては、フォローアップ結果報告を行うということにしております。

施策 39 は、子ども・子育て支援の関係で、子ども・子育てビジョンに盛り込まれた施策のフォローアップを目標通り達成しているということで、今後は、白書を取りまとめたりとか、インターネットアンケートを実施したりといったことを挙げております。

施策 40 は達成できなかったもので、具体的に見ると、一番上の子ども・子育てに関しては、関心のある人の割合が目標を下回ったということで、未達成というふうに整理しております。ただ、若干補足すると、意識調査の目標値は今回初めて設定したもので、ここにも書いてありますけれども、この 85%以上という目標値が妥当だったかということも含めて、今後、検討していく必要はあるとは思っています。今後に関しては、ホームページ等を通じた情報発信とか、事例紹介、研修等を行って、さらなる理解の促進をするということを挙げております。

施策 41 の食育の基本計画に関しても、基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップは目標通り実施したということになっております。今後も引き続き、フォローアップ等を行うということにしております。

施策 42 の「食育に関する調査研究等」で、関心を持っている人の割合を 90%以上にするという目標を過去から掲げていて、ただ、平成 22 年度の時点で 70.5%という

ことで、まだ目標と乖離があるという状況でございます。今後、新たな基本計画を策定したので、引き続き、具体的な取組みを提示するなどして、情報提供を行うということを方向性として挙げております。

施策 43 の高齢社会対策大綱のフォローアップに関しては、目標通り確認したということになっております。今後は、白書を取りまとめる等の作業を行うことになっております。

施策 44 も意識調査物で、社会参加したいと思う高齢者の割合という測定指標が目標を上回ったという状況にあります。今後は、ホームページの改善等を通じて更に肯定的な回答の割合を高めていくということを方向性として挙げております。

施策 45 のバリアフリーの関係については、これは平成 24 年度に 100%になるということを目指して、今、取り組んでおるところで、平成 22 年度は平成 21 年度に比べて若干上がって、94.3%になったということで、達成に向けて進展があったというふうに評価しております。今後は引き続き、平成 24 年度の 100%に向けて目指していくということになっております。

施策 46 の障害者基本計画のフォローアップに関しても、確認したので達成したということになっていて、これは平成 24 年度が最終フォローアップということになっておりますので、それに向けて一層の把握に努めるということになっております。

施策 47 は共生社会の認知度で、平成 24 年度までに世代全体、あるいは若者の認知度を 50%以上に引き上げるということですが、これは平成 21 年度に比べて平成 22 年度は上がっているので、達成に向けて進展しているということにあるかと思えます。今後は、啓発広報に努めていくということにしております。

施策 48 の交通安全基本計画のフォローアップも、目標通り達成したということになっております。施策 48 と施策 49 は同じ今後の方向性の書き方をしておりまして、平成 23 年度から新しい基本計画ができるので、具体的な施策を定めて、強力に実施していくという方向性を書いております。

施策 49 は意識調査でして、普段から交通安全を意識していると思う人の割合を 85%という目標に対して 89.7%ということで、達成したという状況になっております。

施策 50 の犯罪被害者等基本計画の施策のフォローアップに関しては、目標通り確認したということで、引き続き、フォローアップをやっていきますということになっております。

施策 51 は犯罪被害者等施策に対する意識調査の関係ですが、関心を持っている人の割合 60%以上という目標に対して 41.3%ということで、未達成というふうに整理をしております。今後は、各種の広報啓発活動事業等を通じて、取組みを一層強化するというようにしております。

施策 52 の自殺対策の総合的推進については、目標通り大綱に盛り込まれた施策のフォローアップを実施したということで、今後も引き続き、大綱の推進を図っていくということにしております。

施策 53 は自殺対策の意識調査の方ですが、自殺対策は自分自身に関わる問

題であると思う人の割合を 40%以上という目標を挙げていたのに対して 33.2%ということで、これは未達成ということにしております。これは引き続き、対策の一層の推進を図るとか、情報を提供するとかといったようなことを今後の方向性として挙げております。

施策 54 の青年国際交流に関しては、アンケート調査で、本人の将来に役立ったと思う人の割合は目標を達成したということになっておりまして、引き続き、効果的な参加青年の育成に努める等のことを行うということになっております。

施策 55 は栄典の関係で、各種の発令等の測定指標を挙げております。これに関しては、一部目標を若干下回っているものもありますけれども、おおむね達成しているという状況で、引き続き、要綱等に定められた発令に努める等の取組みを行うこととしております。

次からが男女共同参画社会政策でして、まず施策 56、男女共同参画基本計画のフォローアップについては目標を達成したということで、今後も引き続き、定期的に監視して、必要に応じて取組みの強化等を働きかけるということにしております。

施策 57 の普及・啓発物については、ホームページのアクセス件数等の測定指標はいずれも目標を達成しているということで、今後は、一層効果的な広報に努めるといったようなことを挙げております。

施策 58 の地方や民間等との連携に関しては、アンケートでの肯定的な割合等の測定指標がいずれも目標を上回ったということですので、引き続き、参加者の満足度の向上のための工夫に努める等の方向性を書いております。

施策 59 の国際交流・国際協力に関しては、いずれの測定指標も目標を上回ったということで、今後も情報発信等をしていくということも挙げております。

施策 60 は「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」ということで、アンケートの結果等を測定指標にしておりますけれども、いずれも目標を上回ったということになってございます。今後は、ワークショップの実施等を行うということにしております。

施策 61 の「女性の参画の拡大に向けた取組」については、平成 32 年度、2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%にするという目標に対して、進展はあるんですけれども、一部、まだ依然として低い分野もあるということで、まだ達成に課題があるというふうに整理をしております。これに関しては、基本計画に沿って、その取組みを強化・加速していくということにしております。

施策 62・63 が食品安全の関係でして、施策 63 の食品健康影響評価技術研究の関係では、事後評価と中間評価のうち事後評価の方がまだ集計が終わっておりません。中間評価の方は結果が出ていて、目標を上回っているということになっております。今後も、リスク評価の的確な実施に資する研究の実施等を行っていくということにしております。

施策 63 はリスクコミュニケーションの関係で、アンケートでの肯定的評価の割合等を測定指標としておりまして、おおむね目標を達成したという状況になっております。今後は、より正確でよりわかりやすい情報提供等を行うということにしております。

す。

施策 64 の原子力安全に関しては、測定指標として挙げた規制調査とかそういったものは、おおむね目標を達成したということになっております。ただ、これに関しては、今後の方向性のところで、福島事故がありましたので、その事故を踏まえて、安全確保の在り方について抜本的な見直しを行っていくといったようなことを今後の方向性として挙げております。

施策 65 番は「公益法人制度改革等の推進」で、これらについては測定指標が幾つかありますが、いずれも目標を達成したという状況になっております。今後に関しては、新制度への円滑な移行を実現していくといったようなことを挙げております。

次からが経済社会総合研究の政策ですが、まず施策 66 の総合的研究に関しては、アクセス件数等々に関しては基本的に達成したということになっております。ただ、一方で、66 番に関しては、行政事業レビューの公開プロセスで、大幅な改善を要するという評価結果が出たことを踏まえ、研究の在り方を大幅に見直すというようなことを挙げております。

施策 67 の国民経済計算の関係では、いずれの測定指標も目標を達成しています。今後は、品質評価の観点を踏まえた対応をすることにしております。

施策 68 の人材育成等については、各種の研修に対するアンケートの満足度の目標は達成したということにしております。今後は、職員のキャリア形成ということも考慮した研修の企画等を行うということになっております。

施策 69 は成果重視事業ということで、ほかと若干違う様式で評価していますが、目標は達成しています。これは平成 22 年度までに終えていますので、今後の方向性は特に書いておりません。

施策 70 は迎賓関係ですが、各測定指標で目標を達成したという状況になっております。今後は、利活用の促進に努めるといったようなことを挙げております。

施策 71 の北方領土問題関係の施策に関しては、一部、目標を下回ったものもありますが、おおむね達成したということになっております。今後に関しては、北方領土問題に関する国民の理解と関心の一層の向上を図るといったようなことを挙げております。

施策 72 は PKO の関係ですが、国連等から肯定的な評価を得るという目標に対して、達成したということで、評価書の目標の達成状況のところでも詳しく書いております。今後も引き続き、法に基づき各種ミッション等を実施するといったようなことを挙げております。

次からが学術会議の関係で、まず施策 73、提言等に関しては、件数の測定指標が目標を上回ったということで、達成したということになっております。今後も、提言等を公表するといったようなことを挙げております。

施策 74 の国際的な活動についても会議の開催回数等の目標値をほぼ達成しておりますので、達成ということですので、今後も引き続き、推進していくということになっております。

施策 75 の普及・啓発ですが、講演会等の開催件数が目標どおりということで、達成したということになっております。今後も、「学術フォーラム」をより一層充実させるという方向性を出しております。

施策 76 のネットワークの構築で、提言等のとりまとめという目標を達成したということにしております。今後も、ネットワークの構築等を図るということにしております。

施策 77 は「民間人材登用等の推進」ということで、これに関しては意見交換会を開催するという目標を掲げていて、これは達成したということになっております。今後は、現時点では、このセンターが廃止するまでの間は意見交換会を実施する。他方で、このセンターの廃止を含む公務員制度の改革法案がもう国会に出ているので、廃止される方向で、今、動いているという状況ですので、廃止後はこういう体制で実施されるといったようなことが評価書の方には書いてございます。

個別に一つひとつ説明したので長くなって恐縮ですが、私からは以上です。

時間も限られていますので、今日、御意見をいただいてもいいですし、もし、この後、お気づきの点等があれば、メール等で御連絡いただければ対応したいと考えております。

以上です。

○池永課長 以上の説明につきまして、御意見なり、あるいは何か気がつかれたとか、コメントとかいかがでしょうか。

○武川審議官 なかなかまとめてしゃべるというわけにはいかないのです。お疲れ様でした。

○池永課長 事前にお送りしたものから、さらに、達成できないものについては原因というものを書いてくれとか、特にそういうものについて今後の方向性をなるべく具体的に書いてくれということ直しています。それでも限界があるところはあります。

○山谷座長 やはり、結構、数字の意味にばらつきがあります。無理もないかなというところはあるんですけども、例えば沖縄の爆弾処理の話などは、あれは爆弾が出てきてからやるわけですから、出てこないと言えませぬ。だからといって、ほかのものを探せといってもしょうがないんでしょうね。

○仁林課長補佐 何かあったら対応する、というものはほかにも幾つかありますが、そうしたものは事前に目標を立てるということ自体が難しい面があります。

○山谷座長 田辺先生、南島先生、何かお気づきの点はありますか。後でもよろしいんですけども、今、ここで一言。

○田辺委員 広報系の満足度のものは大体達成しているんですけども、ただ、ここ数年ぐらい達成している数字でやっているの、目標値を上げていかないと意味がないというのと、やはり、この集まった人たちの満足度だけではなくて、そこから先の広がりを見ていく方向にそろそろ展開しないと、これだけだと、やはり政府広報というのは何をやっているんだという非難をかわすことはなかなか難しいのではないのかと思ったというのが1点です。今年の平成 22 年度に関する評価に関しては、これ

でやりましたので、しようがないという感じがしています。

他方、未達成になっているものというのは、割と政府でかなりきちっと、かちっと目標を立てて、できそうもないというものが幾つもありまして、特に女性の参画の拡大のところの公務員、目標が平成 32 年ですから、これで幹部のあれが 30% ですけども、今は取っているのは、女性のところは 20% ですから、この段階で無理というのははっきりしている。

それから、犯罪被害者支援というのは、支援者の施策としては割ときちっとやっているものなんだと思うんですけども、広報としての広がりがない。ただ、これは広報の広がりよりも、むしろ被害者に会った人たちが、この制度を知っていて利用するというところの方が一番大切なので、これの長期的な資料作成として、何か変だという感じがある。

あと、子ども・子育ての方はなかなか厳しいというのと、食育の方は全体としての、政策としてのウェイトはたしか落ちているはずなので、今後、これでどうするのかというところは、もう少し書いていった方がいいかなという感じがしているというところでございます。

地域再生基盤等は、昔からいろいろ、地域再生のところやってきて、全体としてどちらの方向に持っていくのかわかりませんが、ここの未達に関しては、経済の低迷もありますが、この地域再生自体の持っている全体の見直しは、もうそろそろばさっとやらないといけなくて、これは件数自体を減らしておいて、これでも達成できていないということですから、切るなら切るで構わないんですけども、今後の方向性等に関しては、やはりきちっと変えていかないといけないかなというところなんです。

あと、災害復旧とか、すごくセンシティブな問題はどうするんだとか、あと、原子力で、事故が起こってしまったときにちゃんとやっていたというのは、うーんというのは思うということでございます。やはり、何らかの形で言及しておかないといけない。

それから、この中でやっていた評価フレームの持っている、事故を防げなかったということの意味は、やはりそれなりに大きいのではないかとこのところはあります。勿論、内閣府の方ですから、保安院とか安全委員会との直のところかどうかというのは少しわかりませんが、こういうところのものに関しては、やはり、うまくやっていたでいいのか。大体、大学評価なども、事故があるとそれでペケですから、きちっとやっていたという抗弁が通じないので、うーんと思うところがある。

少し感想めいたことばかりで申し訳ございませんけれども、お聞きして、そんなような印象を受けたということでございます。

○武川審議官 原子力なども、これで初めにフォローアップしたんですけども、ここで、この評価自体、正しいかもしれないですが、本当にこれが世の中に公表されたときに、いいのかという感じもあるので、もう少し、今回の部分を増やしてくれということ部局にも言って、今までの部分を来年度、もう少し見直すとか、そういうの

をもう少しウェートを増やさないと、まだ現在進行中なので、終わった段階ではちゃんと見直すという部分を、かなりのウェートを入れないといけないのかなとは思っています。

○南島委員 これは、事後評価の評価書を出さないということはできないですか。要するに、自ら評価しということで設置法に書かれているわけですね。自ら評価して、今までのフレームでは、やはりこういう議論になりますけれども、このまま公表すると不適切なわけですね。それは緑資源機構のときも、たしか同じような話だったと思いますけれども、自己評価で何でAだというふうなことが後から非常に問題になるわけですね。これはとめるということはできないんですか。

○仁林課長補佐 結論から言うと、理屈で言えば、それはできます。

先ほど議題1の方でも触れました総務省の局長通知、参考資料5の1枚目を見ていただくと、政策評価の実施が困難な施策については実施計画を変えて、評価対象にしないということもあり得る、と書いてあります。したがって手続としてあり得るのは、平成22年度実施計画を変更して、議論になるような防災とか原子力安全とかというものは、そもそも評価対象から外してしまう。で、評価対象でないので、評価書をつくらないです、という整理もオプションとしてはありだと思います。それが一番ラジカルというか、大がかりなオプションだと思います。

他方、今回お出しした評価書は、実施計画に記載されている、例えば防災フェアでの普及・啓発とか、あるいは国際協力とかというものは評価しないといけない、という整理で、実施計画通りに評価を行っています。どちらがいいのかは難しい問題です。

○南島委員 それは、審議官と課長の御指示で、ここの評価に関しては、不適切なものに関しては、あるいは批判を寄せるものに関しては、その部分だけでもいいので、ストップして、どこをストップしたかという説明を付ければ十分ではないかと思うんです。

○武川審議官 私は、評価対象から外すというのは、これだけの予算を使って、人を使ってやっているのに、実施計画を外すことはないと思うんです。ただし、こういう事情があるので、評価を今年度は見送る。施策としては勿論、本来、評価対象であるべきなんですけれども、今年度は見送って、まだ現在進行形ですから、ある程度、落ち着いたところで、来年度以降、まとめて行うということかなあと。その際に、今までやっていた、従前の既存の政策の部分も淡々とやるのか、それももうやめるのか、そこをどうしようかなという感じは持っているんです。

○池永課長 今、個別にすべてが頭に入っているわけではないのですが、理解を深めるような普及・啓発みたいなものがあつたときに、震災前に、それはそれなりにちゃんとやっていた、ただ、やはり震災対応は、まさに震災そのものに対する対応のところで不備があつたかもしれませんが、震災が起きたからといって、震災以前にやるべきことをやっていたかという部分が全く評価できないということではないのかなという気がします。一方、平時にやるべきことについてはちゃんとやっていたということだけ言うのでいいのかということもあります。そこで、一旦、ペンディングみ

たいな形で、外すわけではないけれども、少し評価を留保するというのもあり得るかもしれないと思います。あるいは、それについてはこうだけれども、ただ、今回の震災対応について、やはり、こういうところは反省すべきだったということが書けるのであれば、そういうものを書いていくことがあり得るかもしれないです。

これは結構、各省で悩むことだと思うので、場合によって、総務省などと情報交換しながら、政府としてどういう見方をして、必ずしも同じやり方を各省が取らなければいけないわけではないとは思いますが、幾つかのタイプ分けもあるでしょうし、その辺を少し情報収集しながら整理したいと思っています。

○南島委員 勿論、ここでお答えいただかなくてもいい話だと思うんですけども、経産省がどう対応されるのかとか、政治がどう対応されるのかというところも、少し十分調整された方がいいのかもしれないでしょうね。

○武川審議官 今後は、事故調査委員会とかああいうものもやっていますし、その部分は先送りだと思うんですけども、通常の業務を、うまくいっているという面もあるんでしょうが、ただ、これだけ被害者が出たときに、通常のものもうまくいっていただいのかどうかというのも少し微妙なところがありまして。

○南島委員 あくまでルーチンの評価ですからね。

○武川審議官 ここはもう少し考えたいと思っています。

○南島委員 ついでに、もう一つ、原子力関係で言いますと、安全委員会の先生方がコメントを寄せられているんですけども、内容的にはいいんでしょうが、外部からの批判にさらされているときに、これもいいのかな。そこら辺も整理しておくといいかもしれません。

○武川審議官 その辺は、また整理させていただきます。

○南島委員 あと、もう少しだけ申し上げますが、まず、この様式も、これは試行ということによろしいんですね。

○仁林課長補佐 そうですね。

○南島委員 その目標期間終了時点の総括というのは、1年間の総括という意味でいいんですか。

○仁林課長補佐 そこは多分2パターンあって、1つは毎年目標を定めていきますというパターン。もう一つは、長期計画等を踏まえて目標期間が平成23年度以降になっているというパターンです。基本的に、多くの場合、平成22年度の目標はこうですとか、平成23年度はこうですとか、毎年目標を設定するケースが多いので、基本的には前者になることの方が多いんだと思います。つまり、目標期間終了時点と言いつつ、この欄を毎年書くということがメインなんだとは思いますが。

○南島委員 これは恐らく、標準様式と、実際に書かれている書き方で想定しているものがずれていると思うんです。

○仁林課長補佐 そこは、役所によってパターンが違うようです。内閣府の場合、基本的にすべての政策を毎年評価するというやり方でやっていますが、一部の役所では、毎年すべての政策を評価するのではなくて、平成21年度はこれをやります、平成22

年度はこれをやりますというのを、ローテーションで回しています。そういうことをやっているところに関しては、評価対象でない政策に関しては、モニタリングという形で、平成 23 年度に向けてこういう目標をやっている、評価を行うのは平成 23 年度だけれども、平成 22 年度に関してはこういう進展があったみたいな感じで書く、というパターンも想定されています。

○南島委員 コメントだけ言ってしまいますけれども、この目標期間終了時点ということですが、毎年やっておられるということなので、本年度の総括というふうにされた方がはっきりするのかなという気はいたします。

○池永課長 見出しをということですね。

○南島委員 はい。

それから、学識経験を有する者の知見の活用も、これは行政事業レビューで指摘されたことを入れるなら入れるということで御案内いただいた方がいいと思います。

他方で、その行政事業レビューに関しては、ひよっとすると、部局に任せていると、書いてくれないことも多いですね。それから、会計検査院で何を言われたかとか、総務省の行政評価・監視で何を言われたかとか、政策評価で何を言われたというのもありますから、本当はそういうものもストックしたいのですけれども、部局に任せていると書いてくれないと思うので、ここの部分については、政策評価広報課の方で別表か何かをつくられた方が、ひよっとしたらいいのかなと思うんです。

何を言っているかといいますと、学識経験を有する者の知見の活用という話ではなくて、いろんな、他のレビュー機能とよく言われるものですがけれども、そこで指摘されるものは、表か何かで別に整理しておかれた方がいいのかなと思うんです。各部局に書いてくれということで、特に行政事業レビューについてだけ書いたところが 1 か所だけあったというレベルで済む話ではないのではないかなと思うんです。それで、閣議決定もされたということで、なおさら、それはあるかなと思うんです。

○仁林課長補佐 行政事業レビューの関係で言いますと、行政事業レビューは、御案内のとおり、予算監視・効率化チームでやるというもののプラス、本来、公開プロセスがあり、そこで有識者の先生に集まっていたいて公開で議論するわけですが、今年度、公開プロセスは、先ほども話題に出ていましたけれども、震災の影響等もあって、行わないことになっているんです。なので、公開プロセスで有識者の方から意見が出てくるというのは、少なくとも、今回の評価書に関しては期待できない。

また、御存じのとおり、公開プロセス自体がそもそも、すべての事業を網羅的にやるわけではないので、公開プロセスなどでの意見を書ける部分と、書けない部分がある。むしろ書けないものの方が多いと思うんです。

○南島委員 むしろ、申し上げているのは 2 つのこととして、1 つはそういう、いろんなところから指摘を受けたことを、どこかで系統的にストックする部分が欲しいということなんです。

もう一つ申し上げたいことは、それは恐らく、これが計画期間が終わるときの見直しなどのときには、できれば使えるものは使っていただくような御用意をいただきました

いということです。その可能性をやろうと思うと、やはりそういう情報をどこかでストックさせていかないとけない。

今、部局が持っているんですね。それで、何が起きているかといいますと、部局が持っていらっしやって、何度も繰り返し指摘されるんでしょうけれども、ごまかされるというわけではないのかもしれませんが、重視されていない場合もあって、あるいはその部分が説明責任が弱いわけですが、説明が不十分なまま繰り返されるということがあるので起きているので、その部分を何とか、少しでもつかまえる方法を組み立てられないかということです。

○仁林課長補佐 一般論として、レビューでの指摘事項でこちらに反映できるものとか、あるいは会計検査院の報告とか、総務省の行政評価とか、そういうものでこちらに関係してきているものできちんと書いた方がいいという御趣旨であれば、それはおっしゃるとおりだと思うんです。

ただ、それが各部局でだけストックされているかといいますと、必ずしもそうではなくて、つまり、行政事業レビューのシート自体は当然公開されているわけですし、勿論、会計検査院の報告にしても、総務省の行政評価にしても、それぞれの役所で発表しているわけですから、必ずしも部局でそういう提言といいますか、指摘というものが死蔵しているという状況ではないとは思っています。

○南島委員 ところが、今日の話で言いますと、沖縄の話ですが、事業の組み立てを変えられるわけです。例えば、基金化される。そうしますと、その事業が前の事業のどれだったのかがわからなくなることがあるわけですよ。あと、モデル事業をつぶして、また新しい事業をつくられるときに再編されてしまいますと、追跡ができなくなるわけですよ。だけれども、中身にはちゃんと同じ事業が残っているわけですし、よく見るとわかるんですが、それは外部の人たちが、公開されているんだから探すべきだと言うことは、勿論、できますけれども、もう少し何か工夫できないかということです。

1つは、政策評価広報課の方でまとめられてもいいと思いますし、あるいはここをもう少し細分化させて、総務省から言われたことはあるか、会計検査院から言われたことはあるか、あるいは行政事業レビューでの指摘はないかということを書かせるような枠をつくって書かせてもいいかなと思うんですが、多少なりとも、そこは可視化した方がいいのではないかと思います。少なくとも、他のレビュー機能との連携ということで言えば、そういうふうにした方が望ましいだろう。

○山谷座長 つまり、簡単に言えば、こういうふうに言われたからこう変えましたと書けということですか。

○南島委員 そうですね。その部分は、反映しなくてもいいですけど、少なくとも説明責任は残っているわけですから、問責されているわけですからね。

○池永課長 こういう課題について指摘されているということで、それがすぐ変えられるものなのか、また、ある程度の期間を置いてやっているものが、次の段階に移行するときに、そういうものを入れていくことが可能か、検討に値すると思われま。

政策評価の中で、そういう他のレビューによる指摘みたいなものを、記録というわけではないのですが、ちゃんとわかるように欄を作るなどして示す方がいいということですね。

○南島委員　そうです。例えば、どんな方法でもいいと思うんですけども、せっかく様式をこういうふうにして変えられているタイミングなので、しかも試行ですと、まだおっしゃっている段階が今ならあり得る話かなと思って申し上げております。

○池永課長　それでは、実はこの評価書というのは、総務省が示したものをかなり忠実に使っているんですけど、逆にプラスαで、こういうものがあつた方がいいのではないかと、いい方向にカスタマイズというのは有効だと思いますし、それはまた検討させていただきます。

○南島委員　もう一件だけなんですけれども、あと、指標の話なんですけど、コメントを送らせていただいていたと思うんですけども、細かいことはもう抜きにしますが、例えば1個だけ言います。自殺対策ですと、数字が出ているわけです。自殺を抑制するのが目的なので、いろんな取組みをやっているということの実績を示されるよりも、結論、落ちのところに、例えばもう少しちゃんと、少なくとも、それは見た方がいいのではないのかということ、外部の目からですと、素朴に感じるんです。

もし、指標の見直しをするんだったら、やはり、こういうふうの様式を変えているタイミングでやった方がいいと思いますので、今年1年ぐらいかけて、よかったら御検討いただけないか。差し替えるべき指標とか、もう少し深めるべき指標というのは幾つもあると思いますけれども、個別の議論はもうペーパーをお送りしているので、私の意見はそちらに書いているとおりになんですけど、様式も変えられるということですので、集中的に議論してもいいタイミングではないか。そういうふうに思っております。

○池永課長　こちらの平成22年度につきましては、もう、ある程度実施計画ということでやって、むしろ、この事前分析表を付けるときに指標を見直す。11月頃と申し上げましたけれども、場合によっては、その辺も含めて、少しきちんと議論するというので、有識者懇談会でもじっくり見ていただくことを考えた方がいいですね。

○南島委員　逆にお聞きいただくときに、今、指標でうまくいかないとか、困っているということも一緒に書いていただいて、政策評価広報課として少し指標を、こういうふうに変えた方がいいというものがあれば論点提起をして、当然、部局ともお話しいただいて、変えられるものは、この際、変えていってはどうかと思いました。

○池永課長　先生が先ほどおっしゃった自殺の数字というのは、実は私も少し似たような問題意識を持っていて、つまり、アウトカムとっていいかわからないのですが、やはり目標としては自殺というものを減らしていくことがある。ただ、直接的に施策以外の部分の要素に影響を受けるのがアウトカムの悩ましいところで、そういうこともあって、それを測定指標としていいのかという気がします。そうはいつでも、こういったものはちゃんと見ていかなければいけないというような、そこは指標といっても、いわゆる測定指標という扱いにするのか、アウトカムに近いような、常に参考に

していく、参照しなければいけないといった、レファレンスといった指標がありえるのかと個人的に思っていました。

○南島委員 自殺について思い出していただくために言いますけれども、自殺総合対策大綱には、平成28年度までに平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させることを目標という風にうたわれていました。これは政府の決定ですね。それはやはり、無視はできないかなと、素朴に思ってしまうんです。

○池永課長 確かに、食育など長期計画にちゃんと書いてあったりすると、それを取っている部局も多いです。

○山谷座長 だけれども、それはどうなんですか。例えば、今の自殺で言えば、厚生労働省とか、あちこちでそんなものが分担してやっているわけでしょう。ですから、その数字を出すと、数字だけひとり歩きする可能性はないですか。

○南島委員 それは、政府の決められている数字であれば、そういう具体的に数字を付けて言われているものであればいいのかなと思うんです。

○山谷座長 政府全体の目標達成みたいなね。

○武川審議官 閣議決定とかね。

○仁林課長補佐 基本計画なり、大綱なりで、まさに政府横断的なものとして長期的な目標を定めるというのがあるというのは、それはそのとおりだと思うんですけれども、それを内閣府という役所の政策評価の測定指標にしているのか。そもそも、内閣府は総合調整をやるんだから、そこも含めるべきではないかという議論もおありかもしれませんが、個別の省庁との切り分けは必要だと思います。

○山谷座長 南島先生の言うこともわかります。そのとおりだと思いますけれども、少し難しいですね。ですから、途上国に対してミレニアム・ディベロプメント・ゴールを出して、行っていないからどうなんだという、あの世界に近づいていきますね。少し工夫は必要でしょうね。

あと、私から1点、これは行政事業レビューを含む概算要求や機構定員要求にできれば使いたいという、数を増やすとか、何か機構定員要求に使えるものがあるんですか。

○仁林課長補佐 現時点で、機構定員が完全に定まっているわけではないとは思いますが、一般論としては、こういう取組みが必要だから、こういう専門家を増やすとかというものでロジックを立てるとのことなんだと思いますが、これまでの評価書でも、様式は大分違いますが、今機構定員をした場合には、評価書でのこういう評価を踏まえると、こういうことが必要である。そのためには、こういう体制が必要である。だから、増やすんだというようなロジックで書いてはもらっています。ただ、機構定員はまだ先の話なので、それは今後、具体的に考えるということだと思います。

○池永課長 実際、現場からすれば、色々な要因の中で人を増やすという必要性が出たときに、やはり、そこでやっている施策について、測定指標がなかなか総合的でないかもしれませんが、効果をあげているかという検証をしなくていいんですか、ということになると思います。そういう意味で、政策評価の結果が、機構定員要求に

当たっの要素になっていると言えるのではないかと思います。

○山谷座長 余り例はないと思うんですけども、さっぱり効果が出ていない理由は、人が少ないからという論理構成に持っていければ面白いかなと思ったんですけども、外務省が1回、領事の数を増やすときに、その理屈を使いましたね。その分、農水省の食糧事務所か何かからもらってきたのではないですか。

○武川審議官 先ほど、田辺先生から各パーツについて、いろいろ意見をいただきましたけれども、またいただいていると思うんですが、先生方からまたあれば、メールで送っていただいてもいいですし、また、書くのが大変なら、電話していただいたら、口頭で言っていただければ、それをメモしますので、そうやって言ってあげると、部局の方も、せっかくシートをつくってフィードバックできるので、彼らもやりがいがあるので、是非、よろしくお願いします。

○池永課長 ありがとうございます。

後で思い出されたら、先生方の御都合のいい手段でかまいませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、すみません、時間が過ぎてしまいましたが、以上をもちまして、第14回の有識者懇談会を終了させていただきます。

次回が、一応、11月頃と言っていたんですけども、10月、11月ぐらいで、この日は明らかに出張でいらっしゃらないとか、この間はだめというようなのは、今の段階でおわかりでしたらお聞きしておきますが、もし、おわかりにならなければ、後でまたメールでお知らせ下さい。

○山谷座長 すみません、後で。

○池永課長 わかりました。それでは、また、それは後でということをお願いしたいと思います。

今日はお忙しい中、また暑い中、お集まりくださいます、本当にありがとうございました。また、どうぞよろしく御指導をお願いいたします。